

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和 8 年 6 月 1 日 現在〉

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

〈電話番号〉0739-47-4757

〈受付時間〉月～金曜日（午前8時30分～午後5時30分まで）

2. 居宅介護支援事業所（名称）の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人上富田町社会福祉協議会上富田福祉センター
所在地	〒649-2105 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1 上富田福祉センター
指定番号	居宅介護支援 3072400058
サービスを提供する地域	上富田町全域 (上富田町以外の方でもご希望の方はご相談下さい)

(2) 同事業所の職員体制

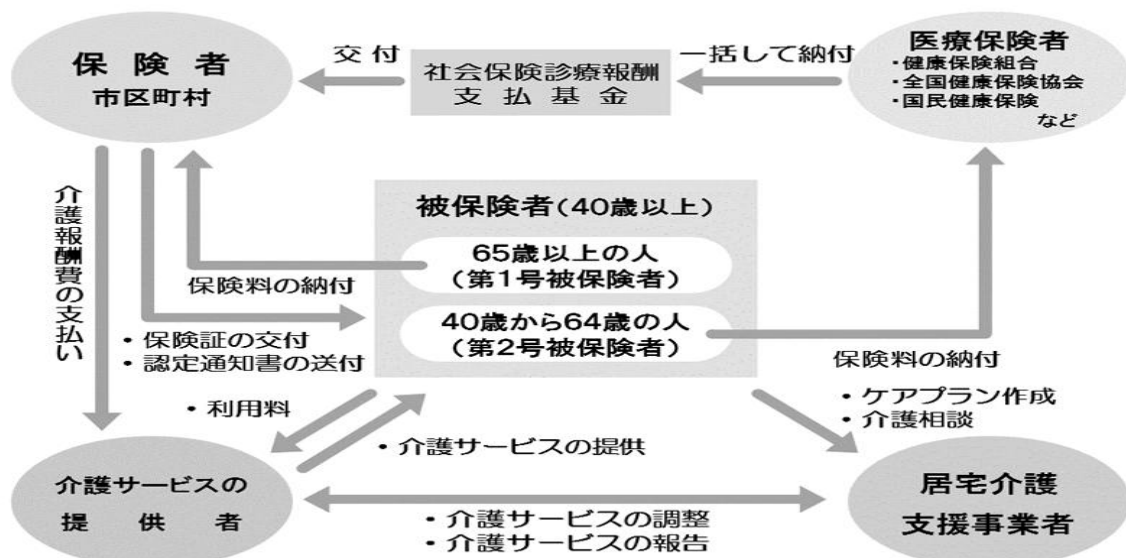
	常勤	業 務 内 容
管理者	1名	業務全般の管理
介護支援専門員	2名	居宅サービス計画等の作成、連絡調整、支援管理
事務職員	1名	居宅サービス計画の業務の補助

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分まで
休日	土・日・祝祭日・年末年始

○営業時間外は担当者携帯電話までご連絡下さい。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。
 ※ただし、介護サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなります。

【居宅介護支援費】

●居宅介護支援費（Ⅰ）	※1単位／10円
要介護1・要介護2	1,086単位／月
要介護3・要介護4・要介護5	1,411単位／月

【加算】

特定事業所加算Ⅲ	323単位／月
----------	---------

質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価するための加算。ケアマネジャーの配置人数やサービスの提供体制、職員の研修実施状況、地域包括支援センターとの連携などが評価される。

介護職員等処遇改善加算	総単位数の2.1%
-------------	-----------

介護職員をはじめとする介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善を目的とした加算です。

初回加算	300単位／月
------	---------

新規に居宅サービス計画書を作成する場合

要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成した場合

要介護状態区分が2段階以上変更になった場合に居宅サービス計画を作成した場合

入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位／月
〃（Ⅱ）	200単位／月

（1月につき1回を限度に算定）

（Ⅰ）利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をした場合

※入院日以前の情報提供を含む

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む

（Ⅱ）利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供をした場合

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

退院・退所加算（Ⅰ）イ カンファレンスへの参加なし	450単位／月
（Ⅰ）ロ カンファレンスへの参加あり	600単位／月
退院・退院加算（Ⅱ）イ カンファレンスへの参加なし	600単位／月
（Ⅱ）ロ カンファレンスへの参加あり	750単位／月
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位／月

（入院又は入所期間中に月1回を限度に算定）

病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院または退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月
-----------------	---------

(1月につき2回を限度に算定)

病院又は診療所の医師又は看護師等と利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月
-----------------	---------

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合

通院時情報連携加算	50単位/月
-----------	--------

(1月につき1回を限度に算定)

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行なうとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合

(2) 交通費

上富田町内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費として、通常の実施地域を越えた地点から徴収します。(有料道路料金は別)

(3) 解約料

【請求しない場合】

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

【請求する場合】

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成	要介護1・2	10,860円
段階途中で解約した場合	要介護3～5	14,110円
保険者(市区町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません	

(4) その他

【支払方法】

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月15日までに前月分の請求書を発行いたします。

お支払い方法は、やむを得ない場合を除き、ゆうちょ銀行、紀南農協、紀陽銀行のいずれかのご指定金融機関からの口座振替により、お支払い下さい。振替日は、末日となります。但し、末日が土日祝日の場合は翌営業日となります。

5. サービス利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りになります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

ア 利用者が介護保険施設に入所した場合

イ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援1・要支援2及び非該当(自立)と認定された場合

※要支援認定が確定した場合には、地域包括支援センターとの予防居宅介護支援の契約となります。

ウ 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続が難しいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

①常に利用者の立場に立って、可能な限り自立した日常生活が送れるよう適切なサービスの種類や内容などの計画を作成します。

②公平中立性をもって、多様な事業者等と連携し、総合的で効率的なサービスの提供ができるよう運営します。

③利用者は、居宅サービス計画書に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者を紹介するよう求めることができること、選定理由を求めることができることを説明します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

利用者の要介護認定や変更・更新認定等の申請代行や必要な援助をいたします。

利用者の状況や希望などに応じて居宅サービス計画を作成します。利用者に居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者と連絡調整を行います。

(3) 体調の変化に伴い医療機関等へ入院することがあった場合には当事業者担当者にお知らせください。

(4) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
調査(課題把握)の方法	居宅サービス計画ガイドライン方式による
介護支援専門員への研修の実施	定期的な研修等の実施と地域ケア会議への参加
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	前記の4の(3)参照

8. 虐待の防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 楠木 大輔

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体勢を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所 利用者相談・苦情窓口

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

・上富田町社会福祉協議会

電話0739-47-4757

(2) その他

当事業所以外の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・上富田町役場 長寿課

〒649-2105 西牟婁郡上富田町朝来763

電話0739-33-7340

・和歌山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

〒640-8137 和歌山市吹上2-1-22 日赤会館内

電話073-427-4662

・和歌山県福祉サービス運営適正化委員会

〒640-8545 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛内

電話073-435-5527

※上記以外の市区町村在住の方に関しては在住する市区町村の介護保険係に相談する事が出来ます。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 当法人の概要

〈名称・法人種別〉 社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会
〈代表者役職・氏名〉 会長 平見 信次
〈居宅介護支援事業所〉 管理者 楠木 大輔
〈本社所在地〉 〒649-2105
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1
上富田福祉センター
〈電話番号〉 0739-47-4757
〈FAX番号〉 0739-47-4731
〈定款の目的に定めた事業〉 1. 居宅介護等事業
2. デイサービス事業
3. 居宅介護支援事業
4. その他これに付随する業務
〈営業所数等〉 居宅介護支援 1ヶ所
訪問介護 1ヶ所
通所介護 1ヶ所

《契約をする場合は以下の確認をすること》

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事業者 〈住所〉 〒649-2105
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1
上富田福祉センター
〈事業者名〉 社会福祉法人 上富田町社会福祉協議会
〈代表者名〉 会長 平見 信次 印
説明者 〈氏名〉 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援重要事項の説明について、同意し交付を受けたことを確認します。

利用者 〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ 印
代筆者 〈住所〉 _____
〈氏名〉 _____ (続柄) 印